

# 議案第69号 交野市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案書27P～28P

## 1. 条例改正の目的

第5次総合計画や市長が掲げる重点施策を効率的・効果的に進めていくため、組織機構や事務分掌の整理を進めている。その一環として、行政委員会の選挙事務や総務課の統計事務等、その特性上繁閑が生じる業務等に対し、併任等を行うことにより異なる事務部局間で柔軟に職員配置ができる体制を整えるため、職員定数条例の一部を改正するもの。

## 2. 条例改正の内容

職員定数の規定（第2条）に項を追加

第2項 職員が前項各号に掲げる職員を兼ねる場合については、当該職員は、そのいずれか一の定数にあるものとする。

- ✓ 併任等は、業務の繁閑への対応のみならず、異なる事務部局間における業務の連携を促進し、組織の柔軟性を向上させるための手段として位置づけられている。
- ✓ 他方、職員定数条例では、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、選挙管理委員会等の事務部局の職員の定数が定められている。
- ✓ 今回の改正は、市長の事務部局の職員に対し、選挙管理委員会等について併任辞令を発令した場合であっても、市長の事務部局の職員定数とみなすことにより、柔軟な運用と円滑な業務推進を図ることを目的とするもの。

## 3. 施行期日

令和6年4月1日

交野市職員定数条例（昭和30年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条 この条例で職員とは、<u>次条第1項各号</u>に掲げる職員で、常時勤務を要する一般職の職員（臨時的に任用された職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>第2条 （略）</p> <p><u>2 職員が前項各号に掲げる職員を兼ねる場合については、当該職員は、そのいずれか一の定数にあるものとする。</u></p> <p>第3条 <u>前条第1項各号</u>に掲げる職員の定数の当該事務部局及び機関内の配分はそれぞれ市長、議長、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長が定める。</p>	<p>第1条 この条例で職員とは、<u>次条各号</u> _____ に掲げる職員で、常時勤務を要する一般職の職員（臨時的に任用された職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 <u>前条</u> _____ に掲げる職員の定数の当該事務部局及び機関内の配分はそれぞれ市長、議長、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、消防長が定める。</p>

